

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会  
女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和4年3月1日

男女ともに全職員がその能力を発揮し、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2 本会の課題 部署や職種により残業時間に偏りがある。  
女性職員が多い職場であるが、女性管理職が少ない。

3 目標と取組内容・実施時期

**目標1：所定外労働の平準化を図り、労働者全員の平均所定外労働時間を5%削減する。**

<取組内容>

- 令和4年4月～
- ・職員ごと、部署ごとの所定外労働状況の把握と分析を行う。(毎月)
  - ・管理職会議にて情報提供し、改善策の検討を行う
  - ・所定外労働の多い部署については、業務内容を見直し、業務の簡素化・効率化を図る。
- 令和5年4月～
- ・具体的な数値目標(前年比何%減など)を部署ごとに設定し、達成をめざす。
  - ・適正な職員配置や職員採用による業務の平準化を検討する。

**目標2：課長級以上の管理職に占める女性割合を2人以上(30%以上)とする**

<取組内容>

- 令和4年4月～
- ・現在の女性管理職の配置状況および管理職手前の役職にある職員の状況を整理する。
- 令和4年10月～
- ・現在行っている人事考課制度における評価精度の向上をめざして、評価者研修を行い、納得性の高い評価制度の構築を図る。